

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人津曲学園
②設置大学名称	鹿児島国際大学
③担当部署	総合企画部 企画・国際課
④問合せ先	sogokikaku@ofc.iuk.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 8 月 27 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 26 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.iuk.ac.jp/gaiyou/kouhyou/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念および教育研究上の目的については、大学ウェブサイト、学生便覧、履修要項などを通じて、学生や保護者はもとより、地域社会にも広く公表している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各教育組織において、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明示している。併せて、科目のナンバリングやカリキュラムマップの整備、シラバスの内容の見直し等を行い、学修の道筋を明確化している。 また、自己点検・評価活動の中でアセスメント・ポリシーの見直しや、教育課程や教育方法に関する評価体制を整備するなど、教育の質の向上及び学修環境・内容の充実に継続して取り組んでいる。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割および職務範囲）、学長の補佐体制（学長補佐・副学長・学部長の役割）、及び教授会、研究科会議の役割（学長との関係）について、「鹿児島国際大学学則」「鹿児島国際大学大学評議会規程」「鹿児島国際大学学長補佐及び副学長に関する規程」「鹿児島国際大学各学部教授会規程」「鹿児島国際大学大学院研究科会議規程」等に基づき、その権限と役割を明確に定めている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	「大学運営に関する方針」を定め、教員と職員が連携協力する必要性を認識し、教職協働で大学運営に取り組む体制づくりを推進している。例えば、教職協働で高校訪問や入試広報活動などに取り組むなど、組織的な活動を展開している。 また、「鹿児島国際大学事務組織規則」に基づき、事務を適正かつ能率的に処理する効率的な事務組織も整備している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「学校法人津曲学園人材育成基本方針」の下、FD（ファカルティ・ディベロップメント）は各学部及び各研究科の「教員組織の編制方針」、SD（スタッフ・ディベロップメント）は「鹿児島国際大学SDの実施方針及び実施計画」に基づき、計画的に研修を実施し、継続して教職員の資質向上を図っている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	法人本部企画課が各設置校の意見等を集約し、理事会の決議を経て「学校法人津曲学園中期ビジョン 2022～2026」（第2期中期ビジョン）を策定した。当該5年間における教学及び経営に関する基本計画（基本目標・基本的視点・基本的方向・具体的取組）を盛り込んでいる。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のための進捗は「業務実施計画表」及び「中期ビジョン年度別数値目標達成状況一覧表」により点検し、「事業計画進捗状況監査」を経て中間評価と最終評価を行うとともに、評価結果を踏まえた「事業報告書」を作成し、津曲学園ウェブサイトで公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神である「地域社会への貢献」に基づき、人材の育成を行うとともに、社会人を対象とした公開講座やサテライトキャンパス講座の開講、社会人入学試験を設けるなど、学びの機会を創出し、提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	自治体・産業界等との連携に基づく、地域課題解決のためのフィールドワーク等の実施調査・研究における成果報告会等の実施により、地域への知の還元に取り組んでいる。 また、地域の活性化・課題解決・福祉の充実に向けた教職員・学生の活動を支援・推進し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「学生支援に関する方針」「障がいのある学生の受入れ及び支援に関する基本方針」を策定し、合理的配慮や支援体制の充実を図っているほか、「鹿児島国際大学国際化ビジョン」に基づき、留学生支援や国際交流の促進など、多様性を尊重する体制づくりに努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び学校法人津曲学園寄附行為に基づき、理事の責務を踏まえた人材を確保するとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営にあたり、必要とされる見識を習得できるよう、新任・外部を含む理事に対する情報提供や研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び学校法人津曲学園寄附行為に基づき、監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を、学校法人津曲学園監事監査規程及び学校法人津曲学園内部監査規程に定め、監事、会計監査人、内部監査室の連携体制を確立し、監査計画や結果等について情報共有や意見交換を行っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供や研修機会の確保及び充実に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び学校法人津曲学園寄附行為に基づき、評議員の責務を踏まえた人材を確保するとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営にあたり、必要とされる見識を習得できるよう、新任・外部を含む評議員に対する情報提供や研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人津曲学園危機管理基本マニュアル及び鹿児島国際大学危機管理マニュアルを整備し、学内において広く浸透させている。 学生及び教職員等の安全確保や重要事業の継続及び早期復旧のための事業継続計画の策定は、現在整備中である。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令及び学校法人津曲学園寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人津曲学園情報公開規程に基づき、津曲学園ホームページにおいて、組織・財務及び規程その他の取り組み等、学園の経営に関する情報公開を推進している。また、「学校教育法施行規則」等に基づき、学生や保護者、社会全体への説明責任を果たすため、大学の教育・研究・財務、自己点検・評価などに関する情報を大学ウェブサイトで適切に公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生、保護者、地域住民などステークホルダーごとに情報を整理した大学ウェブサイトを活用し、必要な情報にアクセスしやすい構成としている。また、SNS を活用した情報発信にも取り組んでいる。分かりやすい用語を使用するなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明